

北秋田市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年9月14日

北秋田市長 津谷 永光

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社寺岡精工	東京都大田区久が原5-13-12

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等の種類

北秋田市庁舎のセミセルフレジにおいてキャッシュレス決済で収納する手数料、使用料及び諸収入

3 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日

令和8年9月14日